

令和8年度

市民税・県民税(国民健康保険税)申告の手引き



飯山市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

個人市・県民税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。この手引きをご覧いただき、令和7年中の所得等について市民税・県民税申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

この手引きは、市民税・県民税申告に関する概略を載せています。記入に際し、不明な点や記入方法がわからない場合は、手引き4～6ページに掲載の申告相談にお越し下さい。

市・県民税の申告をしなければならない方

令和8年1月1日現在、飯山市にお住まいの方で、以下に該当する方は申告が必要です。

①営業、農業、不動産、雑、一時、譲渡などの収入があった方

これらの収入があった場合、金額の多少に関わらず市・県民税の申告が必要です。

②給与収入があった方で、次にあたる方

- 給与収入のほかに、別の収入があった方
- 2か所以上から給与の支払いを受けた方
- 年の途中の退職等で、年末調整を受けていない方
- 勤務先から飯山市に給与支払報告書が提出されていない方(*勤務先に提出状況をご確認ください)
- 源泉徴収票に記載された扶養控除等の訂正や医療費控除等を受ける方(確定申告が必要な場合があります)

③公的年金を受給されている方で、次にあたる方

- 公的年金等収入のほかに、別の収入があった方
- 源泉徴収票に記載された扶養控除等の訂正や医療費控除等を受ける方(確定申告が必要な場合があります)

④令和7年中に収入がなかった方

令和7年中に収入がなかった方や、遺族年金、障害年金、雇用保険法に基づく失業給付などの非課税収入のみを有する方は、申告書表面右下の「6.収入がなかった方の記入欄」へ必要事項を記載してください。

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に参加されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて市・県民税の申告が必要とされている方、所得・課税・控除等の証明書発行が必要となる方等は、申告を行わない場合、届出等に必要所得に係る証明書の交付が受けられないことや、制度等の判定において不利益が生じる場合があります。

【お願い】確定申告に関する詳細は、信濃中野税務署(☎0269-22-3151)にお問い合わせください。

市・県民税の申告をしなくてもよい方

◆所得税の確定申告を提出された方

*税務署で確定申告不要とされた場合は、上記①～④を参考に市・県民税の申告をお願いします。

◆収入が年末調整済みの給与のみで、勤務先から飯山市へ給与支払報告書が提出されている方

*勤務先に提出状況をご確認ください。

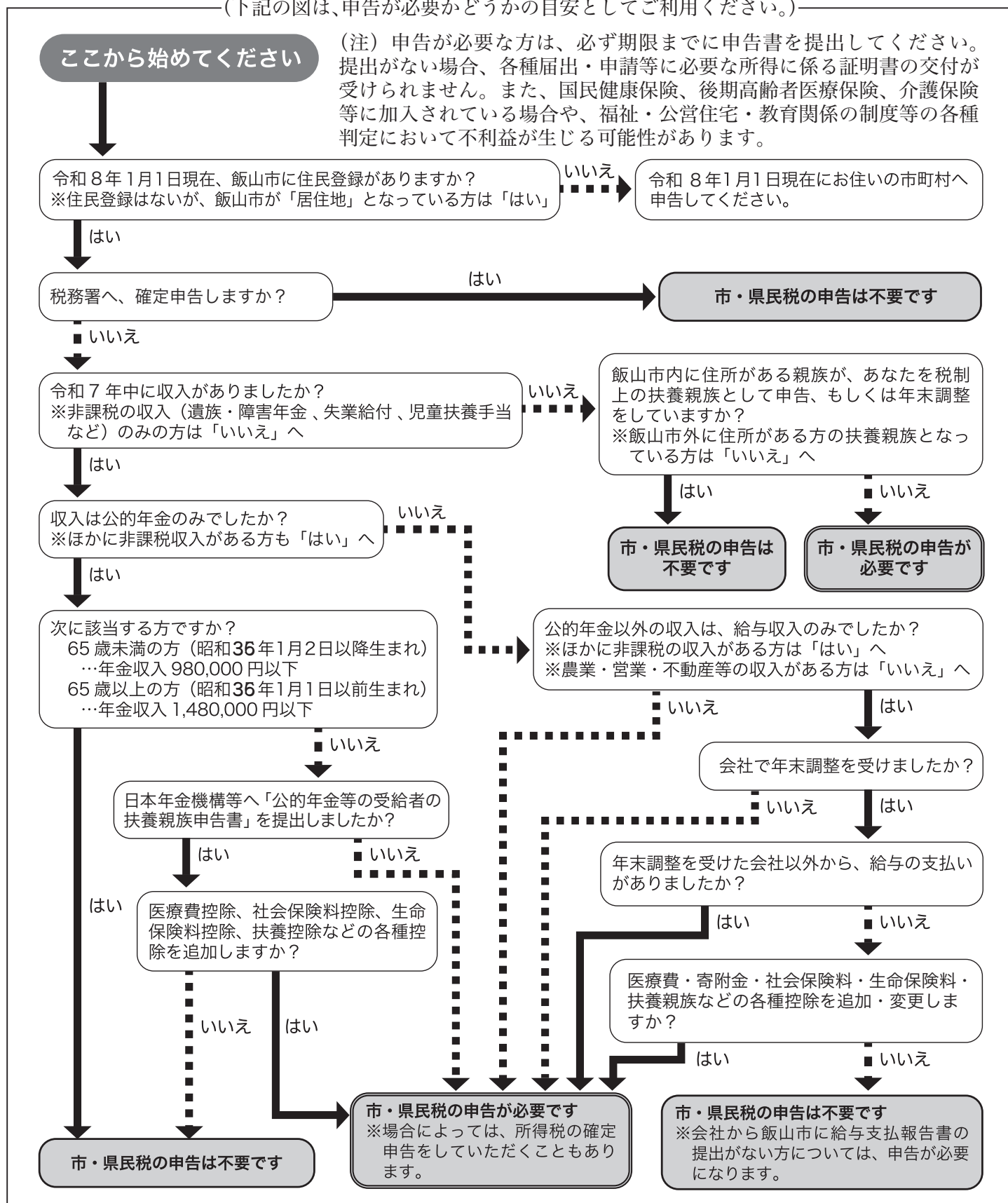
◆令和7年中に収入がなく、飯山市内にお住まいの方の税制上の扶養親族になっている方

*確定申告、市県民税申告、年末調整等で税制上の扶養親族となっていることが必要です。

*所得要件のある制度(支援金等)をご利用の場合は、扶養親族であっても申告が必要になることがあります。

◆◆◆◆◆ あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？ ◆◆◆◆◆

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



市民税・県民税の申告に関するお問い合わせ先

飯山市役所 総務部税務課 市民税係
〒389-2292 飯山市大字飯山1110番地1号

電話 0269-67-0723（直通）または 0269-62-3111（代表） 内線 161・162

申告に必要なもの

市・県民税の申告相談会場と日程については4～6ページをご覧ください。

①市民税・県民税申告書（*申告会場にも用意しています）

②本人確認書類

- 個人番号カード（マイナンバーカード）、又は通知カード＋運転免許証・健康保険証又は資格確認書など。

申告相談会場で申告をする場合…本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

郵送又は税務課窓口へ申告書を提出する場合…本人確認書類の写しの添付が必要です。

③令和7年中の収入や必要経費などがわかるもの

- 給与や公的年金等の源泉徴収票、賃金等の支払額証明書など。
- 営業や農業・不動産所得者、外交員などは収支計算書及び領収証、帳簿類等。

（*申告書提出の際は、事前に領収書等を経費ごとに集計してください。）

④各種控除に必要な領収書、証明書など

- 社会保険料控除・・・領収書、支払証明書など（*国民年金保険料・国民年金基金の掛金は控除証明書）
【長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100（代表） または 日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004】
- 生命保険料控除・地震保険料控除・・・保険会社等の控除証明書
- 障害者控除・・・障害の種類及び等級（程度）の分かる各種手帳や障害者控除対象認定証など
- 寄附金控除・・・寄附先が発行した領収証
- 医療費控除・・・医療費の明細書、医薬品購入費（セルフメディケーション税制）の明細書など
（*申告書提出の際は、医療を受けた人別、支払先別に集計し、明細書を作成してください。）

⑤税務署から「確定申告のお知らせ」ハガキが届いた方はそのハガキ

申告相談へお越しになる方へ、申告相談時間短縮のためお願い

★農業所得、不動産所得、営業所得を申告される方

必要経費の項目ごとに領収証をまとめ、合計金額を計算しておいてください。

必要経費の項目については各収支作成の手引きをご覧ください。

項目が不明な経費については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

信濃中野税務署（☎ 0269-22-3151）または飯山市役所税務課（☎ 0269-67-0723）までお問い合わせください。

★医療費控除を受けられる方

1 医療費控除の対象となる領収書を次のように分け、それぞれの合計額を計算しておいてください。

① 個人ごとに分ける ② 次に、病院・医院等（薬局）ごとに分け、合計金額を計算する

- 2 入院や手術などで生命保険や健康保険などから補てんされた金額がある場合、または福祉医療制度や高額療養費支給などを受けた場合は支払った医療費から差引きますので、その金額を確認しておいてください。
- 3 医療保険者からの医療費通知が出ている場合は、医療費通知を必ずお持ちください。医療保険者によっては医療費通知が税務申告に対応していない場合もあるため、申告相談の際は領収書も必ずお持ちください。

申告期限および郵送

申告期限の令和8年3月16日（月）までに提出してください。申告会場は例年大変混雑します。郵送または市役所税務課窓口への提出にご協力ください。

税務課窓口は市民税・県民税申告書の受け取りのみとなります。確定申告書の受け取りや申告相談はできません。

郵送で提出する場合は、申告書に必要事項を記入のうえ、証明書類・本人確認書類を添付して上記申告期限までに届くよう郵送してください。（*後日お問合せする場合がありますので、電話番号を必ずお書きください。）

【送付先】〒389-2292 飯山市大字飯山1110番地1号
飯山市役所 税務課 市民税係

申告相談の日程と会場

市では、下表のとおり申告相談を行いますので、相談を希望される方は該当地区の指定日に相談会場へお越しください。**市役所税務課窓口での相談はできません。**なお、相談内容によっては税務署での申告が必要となる場合があります。青色申告、消費税・贈与税・相続税関係、1年目の住宅ローン控除、建物や株式等の譲渡所得の相談、雑損控除は税務署で申告をお願いします。

当日の申告相談
受付時間は、

**午前は11時30分まで
午後13時00分から
富倉地区は午前のみ**
です。

●受付は、Web 予約が優先となります。予約方法は6ページを参照ください。

※2月26日(木)、2月27日(金)、3月11日(水)は最終受付時間が15時30分ですので、ご注意ください。

月 日	会 場	対象地区	受付時間
2月16日(月)	飯山市役所	飯山、秋津、木島、柳原	9時00分～16時00分
2月17日(火)			
2月18日(水)			
2月19日(木)			
2月20日(金)			
2月24日(火)	富倉地区活性化センター	富倉	9時00分～11時30分
2月25日(水)	飯山市役所	飯山、秋津、木島、柳原	9時00分～16時00分
2月26日(木)			9時00分～15時30分
2月27日(金)	岡山地区活性化センター	岡山	9時00分～15時30分
3月 3日(火)	常盤地区活性化センター	瑞穂、外様、常盤、太田	9時00分～16時00分
3月 4日(水)			
3月 5日(木)			
3月 6日(金)			
3月 9日(月)			
3月10日(火)			
3月11日(水)			9時00分～15時30分
3月12日(木)	飯山市公民館	市内全域	9時00分～16時00分
3月13日(金)			

会場の混雑回避のため、以下の点にご理解とご協力をお願いします。

○事前予約の無い方の受付は、1日20人(午前10人・午後10人)までとなります。

○事前に電話予約をされた方は、予約時間に合わせてご来場ください。

○自書された申告書の誤りの有無の確認のみのご相談はご遠慮ください。

○確定申告に関するご相談は、なるべく税務署へご相談ください。

申告相談のWeb 予約

今回の申告相談における予約受付は、電話予約から Web 予約へと変更となります。

- 相談会場での待ち時間短縮のため、Web 予約を受付けます。
- スマートフォンやパソコンから 24 時間予約ができます。

Web 予約の受付は、**2月2日(月) 10時00分から
各相談日前日の 15時00分まで※**です。

※相談日が月曜日の場合は、前の週の金曜日 15 時 00 分に締切ります。

予約時間は、9時00分から
16時00分まで(日によ
っては15時30分まで、富倉
地区は11時30分まで)、
30分単位で指定できます。
例年、午前9時から10時半
頃までは大変混み合います。

Web 予約のしかた

予約方法は次の手順に従って、スマートフォンやパソコンから予約をしてください。

※予約受付開始日時にならないと予約受付ページへのアクセスはできません。

- ①下記の URL または QR コードより申告
相談予約受付ページへアクセス

申告相談予約受付ページ
<https://iiyama-city.rsvsys.jp/>



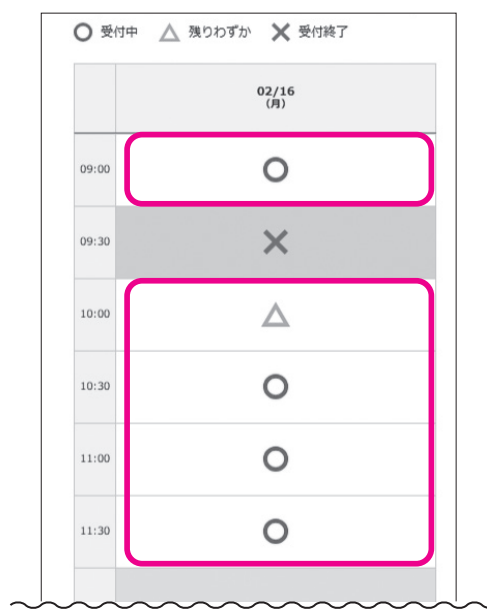
- ②予約受付ページに記載している案内を
ご確認の上、ページの最下部にある『予
約する』ボタンをクリック



- ③予約受付カレンダーより○（受付中）
印のある相談希望日をクリック



- ④予約受付時刻一覧より○（受付中）印
または△（残りわずか）印の相談希望
時刻をクリック



- ⑤予約者情報（氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレス）を入力し、ページの最下部にある『次へ』ボタンをクリック

飯山市税務課

予約者情報

必須 氏名
姓 名

必須 フリガナ
セイ メイ

必須 電話番号
 - -

必須 メールアドレス

必須 メールアドレス（確認）

戻る

次へ

- ⑥予約内容を確認し、問題なければページの最下部にある『登録する（予約確認）』ボタンをクリック

飯山市税務課

予約内容確認

予約内容
相談日時
2026/02/16(月) 09:00 ~ 09:30

予約者情報
氏名
飯山 太郎
フリガナ
イイヤマ タロウ
電話番号
0269-62-3111
メールアドレス
iivama.tarou@city.iivama.nagano.jp

戻る

登録する（予約確認）

- ⑦予約完了ページの表示で予約完了です。

表示されている予約 ID はメモなどにお控えいただくなど保管をお願いいたします。
また、入力されたメールアドレスへ予約受付メールが届きます。なお、予約受付メールに表示された URL から予約 ID により予約状況がいつでも確認できる他、予約の変更や取り消しも可能です。

【ご注意】 予約完了ページの表示まで進めないと、予約登録されておりません。

飯山市税務課

予約完了

予約ID
140
確認ページ
<https://iivama-city.rsvsys.jp/guest/login>

※登録したメールアドレスへ予約受付メールが届きます。予約内容はメール内に表示された確認ページの URL からいつでも確認ができます。
なお、確認には予約IDとメールアドレスが必要です。

ホームへ

件名： タイプ： 予約受付メール

予約内容

【予約ID】
140
【予約情報】
- 相談日時
2026/02/16（月）
- 開始時間
09:00

予約者情報

【氏名】
飯山 太郎
【電話番号】
0269-62-3111
【メールアドレス】
iivama.tarou@city.iivama.nagano.jp

その他情報

【予約者予約確認ページ】
<https://iivama-city.rsvsys.jp/guest/login>
※予約番号「140」とメールアドレスが必要になります。

税理士による市役所での確定申告相談は行いません。

青色申告、株式譲渡等のご相談は、税務署の申告相談をご利用ください。

信濃中野税務署 電話番号 0269-22-3151 午前9時から午後4時30分まで

令和
8年度
分の

個人住民税から電子申告がスタート!

エルタックス

eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

eLTAX（※）の「個人住民税電子申告システム」が、令和8年1月から開始となり、スマートフォンやパソコンから市民税・県民税申告書の作成および提出が可能となりました。

令和8年度（令和7年分）の所得申告から利用できます。

※eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルサイトシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネット経由で電子的に行うためのシステムです。

電子申告に準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号2つ
 - ①利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
 - ②署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16文字）
- ・マイナンバー読取対応の機器（スマートフォン又はICカードリーダー）
- ・メールアドレス
- ・添付する書類（源泉徴収票など）※申告される項目に応じて次の書類のPDF等のデータ、もしくは申告時にスマートフォンでの撮影が必要となります。

申告の種類	必要な書類
給与所得	給与所得の源泉徴収票等
雑所得	公的年金等の源泉徴収票、収入・経費のわかるもの等
事業所得	収支内訳書等
不動産所得	収支内訳書等
利子所得	利子明細書等
配当所得	配当の支払通知書・特定口座年間取引報告書等
総合譲渡所得	収入・経費のわかるもの等
一時所得	収入・経費のわかるもの等
社会保険料控除	社会保険料控除証明書等
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書等
生命保険料控除	生命保険料控除証明書等
地震保険料控除	地震保険料控除証明書等
勤労学生控除	学生証・在学証明書等
障害者控除	障害者手帳・認定証等
雑損控除	災害関連支出に関する領収書、り災証明書等
医療費控除	医療費控除の明細書等 (明細書のフォーマットについては、国税庁のサイトや申告先の市区町村のホームページを参照ください。)
寄附金	寄附した際の領収書等
国外居住親族	親族関係書類及び送金関係書

電子申告の流れ

1. eLTAX 個人住民税電子申告システムにアクセスします。

こちらをスマートフォンでスキャンすると
個人住民税電子申告へ移動します



< URL > <https://individual-resident-tax.services.eltax.lta.go.jp/lt2-web-portal-top-direct?riyoCd=RG00229000>

2. 右のとおり、申告へ進みます。

eLTAX申告通知ポータルTOP画面

電子申請・申告TOP画面

必要書類の確認画面

3. 申告したい年度をプルダウンメニューから選択し、[次へ] ボタンをクリックします。

4. 申告に利用するメールアドレスを入力し、[確認メールを送信] ボタンをクリックします。
確認メールに届いた数字4桁を入力し、[次へ] ボタンをクリックします。

メールアドレス入力画面

メールアドレス入力画面

確認メール送信完了画面

確認メール送信完了画面

5. マイナンバーカードを準備し、読み取りを行います。

6. 画面の指示に従い、所得等の入力を行います。
以下、操作マニュアルをご参照ください。

●個人住民税電子申告システム操作マニュアルはこちら → <https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

『1 収入金額等』、『2 所得金額』の計算方法

- 1 収入金額を『1 収入金額等ア～シ』の欄に記入してください。
- 2 収入金額から必要経費等を差し引いた金額を『2 所得金額①～⑪』の欄に記入してください。
- 3 ⑫の欄に所得の合計額を記入してください。

所得の種類		内容	必要経費等														
事業	① 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業などの営業や、外交員報酬、大工、左官、板金、農作業等の請負から生ずる所得。 収入金額や帳簿類等の保存の有無によって、雑所得となる場合があります。	その収入を得るために支出した費用。 減価償却費、販売商品の原価、雇人費、専従者給与（控除）額等。 *収入金額、必要経費の内訳は「収支内訳書」を作成の上、提出してください。														
	② 農業	農産物の生産、果樹の栽培又は家畜類の飼育などから生ずる所得。 令和7年分の家事消費基準額は次のとおりです。 玄米 60kg 27,600円 野菜 1aあたり 6,690円 収入金額や帳簿類等の保存の有無によって、雑所得となる場合があります。															
③ 不動産	地代（駐車場、農地等）、家賃、アパートの貸付料などによる所得。 田畑等を貸した見返りに受け取る米等の物品並びに金銭は、不動産収入となります。物品は、市価等を参考に金額換算してください。																
④ 利 子	日本国外の銀行に預けた預金の利子や、公社債投資信託の収益の分配に係る所得。なお、所得税で源泉分離課税された利子所得は課税されませんので、総合課税となるもののみ申告してください。		なし														
⑤ 配 当	株式、出資などの配当による所得。証券投資信託（公社債投資信託は除く）の収益分配など。申告分離課税を選択する場合は「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」も提出してください。		株式等を取得するための借入金の利子														
⑥ 給与所得		給料、給与、俸給、賞与などの所得。源泉徴収票の添付は不要です。 ＜給与所得金額の決め方＞ 源泉徴収票をお持ちの方は、支払金額が『1 収入金額等力』、給与所得控除後の金額が『2 所得金額⑥』となります。給与から差し引かれた社会保険料は、⑬に記入してください。 源泉徴収票の発行がない給与収入については、申告書裏面『7 給与所得の内訳』欄に、手取り額ではなく、源泉徴収税額などを差し引く前の金額を記入し、下表により所得金額を計算してください。 1.収入金額を『1 収入金額等力』の欄に記入。 2.所得金額を『2 所得金額⑥』の欄に記入。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">給与等の収入金額</th> <th style="width: 70%;">給与所得の所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 650,999円</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円 ～ 1,899,999円</td> <td>収入金額-650,000円 = _____円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円 ～ 3,599,999円</td> <td> 収入金額÷4=㊦ ㊦の金額(千円未満切捨て) (_____,000円) ㊦×2.8-80,000円 = _____円 </td> </tr> <tr> <td>3,600,000円 ～ 6,599,999円</td> <td> ㊦の金額(千円未満切捨て) (_____,000円) ㊦×3.2-440,000円 = _____円 </td> </tr> <tr> <td>6,600,000円 ～ 8,499,999円</td> <td>収入金額×0.9 -1,100,000円 = _____円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>収入金額-1,950,000円 = _____円</td> </tr> </tbody> </table>		給与等の収入金額	給与所得の所得金額	～ 650,999円	0円	651,000円 ～ 1,899,999円	収入金額-650,000円 = _____円	1,900,000円 ～ 3,599,999円	収入金額÷4=㊦ ㊦の金額(千円未満切捨て) (_____,000円) ㊦×2.8-80,000円 = _____円	3,600,000円 ～ 6,599,999円	㊦の金額(千円未満切捨て) (_____,000円) ㊦×3.2-440,000円 = _____円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9 -1,100,000円 = _____円	8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円 = _____円
給与等の収入金額	給与所得の所得金額																
～ 650,999円	0円																
651,000円 ～ 1,899,999円	収入金額-650,000円 = _____円																
1,900,000円 ～ 3,599,999円	収入金額÷4=㊦ ㊦の金額(千円未満切捨て) (_____,000円) ㊦×2.8-80,000円 = _____円																
3,600,000円 ～ 6,599,999円	㊦の金額(千円未満切捨て) (_____,000円) ㊦×3.2-440,000円 = _____円																
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9 -1,100,000円 = _____円																
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円 = _____円																

所得金額調整控除について

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものです。

1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

(1) 適用対象者

給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で次のイ～ハのいずれかに該当する人
申告書裏面の『16 所得金額調整控除に関する事項』を記入してください。

イ 本人が特別障害者 ロ 年齢23歳未満の扶養親族がある人

ハ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がある人

(2) 控除額

{給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円) -850万円} ×10%

2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

(1) 適用対象者

給与所得控除後の給与等の金額と、公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える人。

(2) 控除額

{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円) }-10万円

所得の種類	内容				
⑦～⑨ 雑所得	雑所得は、「公的年金等の所得」と「業務に係る雑所得」と「その他の雑所得」を足した所得です。 下記により、それぞれ計算した所得金額の合計を『2 所得金額⑩』の欄に記入してください。				
⑦ 公的年金 等	国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給などの所得。 障害年金・遺族年金は、非課税のため記入の必要はありません。 収入金額欄には、源泉徴収票の支払額を記入してください。源泉徴収票の添付は不要です。				
	<公的年金等の所得金額の求め方>				
	①公的年金等の収入金額の合計－②公的年金等控除額 ＝ 公的年金等の雑所得の金額				
	公的年金等の収入金額の合計を『1 収入金額等キ』の欄に、公的年金等の雑所得の金額を『2 所得金額⑦』の欄に記入してください。				
	○昭和36年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)				
	公的年金等の 収入金額の合計①(円)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			②
		～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～	
	～1,300,000円	600,000円	500,000円	400,000円	
	～4,100,000円	①×0.25+275,000円 円	①×0.25+175,000円 円	①×0.25+75,000円 円	
	～7,700,000円	①×0.15+685,000円 円	①×0.15+585,000円 円	①×0.15+485,000円 円	
	～10,000,000円	①×0.05+1,455,000円 円	①×0.05+1,355,000円 円	①×0.05+1,255,000円 円	
	10,000,001円～	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円	
	○昭和36年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)				
	公的年金等の 収入金額の合計①(円)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			②
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～		
～3,300,000円	1,100,000円	1,000,000円	900,000円		
～4,100,000円	①×0.25+275,000円 円	①×0.25+175,000円 円	①×0.25+75,000円 円		
～7,700,000円	①×0.15+685,000円 円	①×0.15+585,000円 円	①×0.15+485,000円 円		
～10,000,000円	①×0.05+1,455,000円 円	①×0.05+1,355,000円 円	①×0.05+1,255,000円 円		
10,000,001円～	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円		

所得の種類		内容
雑所得	⑧ 業務に係る雑所得	シルバー人材センターからの配分金、原稿料、講演料、ネットオークション等を利用した個人取引若しくは食料品の配達等の副収入による所得等。必要経費の内訳は、申告書裏面「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。 業務に係る雑所得の収入金額（税込）－必要経費＝業務に係る雑所得の金額 業務に係る雑所得の収入金額の合計を『1 収入金額等ク』の欄に、業務に係る雑所得の金額を『2 所得金額⑧』の欄に記入してください。
	⑨ その他の雑所得	生命保険会社や郵便局からの生命保険契約に基づく年金（個人年金保険）等。収入、必要経費の内訳は、申告書裏面「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。 その他雑所得の収入金額（税込）－必要経費＝その他雑所得に係る雑所得の金額 その他雑所得の収入金額の合計を『1 収入金額等ケ』の欄に、その他雑所得に係る雑所得の金額を『2 所得金額⑨』の欄に記入してください。 生命保険会社等からの源泉徴収票または支払証明書を添付してください。

所得の種類	内容	必要経費等
⑪ 総合課税の譲渡所得	機械・器具など、「土地・建物以外」の資産の譲渡による所得。 短期譲渡…取得日以後、保有期間が5年以内の資産の譲渡。 長期譲渡…取得日以後、保有期間が5年を超える資産の譲渡。	*収入、必要経費の内訳は申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。
⑪ 一時所得	生命保険契約に基づく一時金、損害保険の満期返戻金などの一時的な所得。	

事業専従者に関する事項	あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、あなたの事業に昨年1年間のうち6ヶ月を超える期間、専ら従事したとき、事業所得から次の①と②のいずれか少ない方の金額を控除できます。ただし、扶養控除との重複はできません。 ①配偶者である事業専従者 86 万円 配偶者以外の事業専従者 50 万円 ②事業所得 ÷ （事業専従者 +1）
-------------	--

下記所得は『市民税・県民税申告書（分離課税用）』も提出してください。

分離譲渡	土地、借地権など土地の上に存する権利、建物、その付属設備、構築物の譲渡による収入、株式等の譲渡による収入および必要経費。
山林	山林を伐採したり、立木のままで譲渡することによる収入及び必要経費。
先物取引	商品先物取引をして差金等決済をした収入及び必要経費。

『4 所得から差し引かれる金額』の計算方法—①

- 1 申告書の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の該当欄に必要事項を記入してください。
- 2 下記の説明を参考に『4 所得から差し引かれる金額』を計算し、申告書に記入してください。
- 3 ⑳の欄に控除の合計額を記入してください。

控除	『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』	『4 所得から差し引かれる金額』
⑬ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが支払った国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。 ※公的年金から天引き（特別徴収）された介護保険料等は、年金受給者本人しか控除できません。	○国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」等を添付してください。 支払った金額の全額が控除されます。 ⑬ 円
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	第一種小規模企業共済、確定拠出年金、長野県条例で定める心身障害者扶養共済の掛金などの金額です。	○支払った掛金の証明書を添付してください。 支払った金額の全額が控除されます。 ⑭ 円

『4 所得から差し引かれる金額』の計算方法 - ②

- 申告書の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の該当欄に必要事項を記入してください。
- 下記の説明を参考に『4 所得から差し引かれる金額』を計算し、申告書に記入してください。
- ⑳の欄に控除の合計額を記入してください。

控除	『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』	『4 所得から差し引かれる金額』																													
⑮ 生命 保険料 控除	あなたや、あなたと生計を一にする親族のために支払った、生命保険や個人年金保険などの保険料や掛金から、契約者配当金を差し引いた残りの額（支払保険料）がある場合に、控除されます。 控除額の計算は、契約年月日により異なります。 ○旧契約の一般生命保険料で、支払った保険料が一契約9,000円を超える場合には、証明書を添付してください。その他の保険料については、支払金額の多少にかかわらず証明書を添付してください。 ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の保険料(円)</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td><td>保険料の金額 円</td></tr> <tr> <td>12,001 ～ 32,000</td><td>保険料×0.5+6,000 円</td></tr> <tr> <td>32,001 ～ 56,000</td><td>保険料×0.25+14,000 円</td></tr> <tr> <td>56,001円以上</td><td>一律28,000円</td></tr> </tbody> </table> ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の保険料(円)</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td><td>保険料の金額 円</td></tr> <tr> <td>15,001 ～ 40,000</td><td>保険料×0.5+7,500 円</td></tr> <tr> <td>40,001 ～ 70,000</td><td>保険料×0.25+17,500 円</td></tr> <tr> <td>70,001円以上</td><td>一律35,000円</td></tr> </tbody> </table> ③新契約と旧契約の双方の保険料控除の適用を受ける場合 新契約と旧契約のそれぞれの計算式で求めた合計金額（上限28,000円） <table border="1"> <tr> <td>上記①～③で算出した一般の生命保険料控除</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>上記①～③で算出した個人年金保険料控除</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>①で算出した介護医療保険料控除</td> <td>C</td> <td>円</td> </tr> </table> ➡	年間の保険料(円)	控除額	12,000円以下	保険料の金額 円	12,001 ～ 32,000	保険料×0.5+6,000 円	32,001 ～ 56,000	保険料×0.25+14,000 円	56,001円以上	一律28,000円	年間の保険料(円)	控除額	15,000円以下	保険料の金額 円	15,001 ～ 40,000	保険料×0.5+7,500 円	40,001 ～ 70,000	保険料×0.25+17,500 円	70,001円以上	一律35,000円	上記①～③で算出した一般の生命保険料控除	A	円	上記①～③で算出した個人年金保険料控除	B	円	①で算出した介護医療保険料控除	C	円	『4 所得から差し引かれる金額』 A+B+C ⑮ 最高額は70,000円 円
年間の保険料(円)	控除額																														
12,000円以下	保険料の金額 円																														
12,001 ～ 32,000	保険料×0.5+6,000 円																														
32,001 ～ 56,000	保険料×0.25+14,000 円																														
56,001円以上	一律28,000円																														
年間の保険料(円)	控除額																														
15,000円以下	保険料の金額 円																														
15,001 ～ 40,000	保険料×0.5+7,500 円																														
40,001 ～ 70,000	保険料×0.25+17,500 円																														
70,001円以上	一律35,000円																														
上記①～③で算出した一般の生命保険料控除	A	円																													
上記①～③で算出した個人年金保険料控除	B	円																													
①で算出した介護医療保険料控除	C	円																													
⑯ 地震 保険料 控除	<地震保険料> <table border="1"> <tr> <td>支払った地震保険料(年間) 円</td> <td>× $\frac{1}{2}$ =</td> <td>A 控除額 円</td> </tr> </table> <長期損害保険契約がある場合の経過措置> 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上の長期損害保険契約で、満期返戻金が支払われるもの。 <table border="1"> <tr> <td>B 支払った旧長期損害保険料(年間) 円</td> <td></td> </tr> </table> ➡ <table border="1"> <thead> <tr> <th>B 旧長期保険料額 (円)</th><th>C 控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 以下</td><td>B の金額 円</td></tr> <tr> <td>5,001 ～ 15,000</td><td>B×0.5+2,500 円 円</td></tr> <tr> <td>15,001 以上</td><td>一律 10,000 円</td></tr> </tbody> </table>	支払った地震保険料(年間) 円	× $\frac{1}{2}$ =	A 控除額 円	B 支払った旧長期損害保険料(年間) 円		B 旧長期保険料額 (円)	C 控除額	5,000 以下	B の金額 円	5,001 ～ 15,000	B×0.5+2,500 円 円	15,001 以上	一律 10,000 円	あなたや、あなたと生計を一にする親族が所有し、常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料を、あなたが支払った場合に控除されます。 1つの契約に、地震保険と旧長期損保の記載がある場合は、左記の計算により控除額が多い方を選択することとなります。 ○金額の多少にかかわらず証明書を添付してください。 『4 所得から差し引かれる金額』 A+C ⑯ 最高額は25,000円 円																
支払った地震保険料(年間) 円	× $\frac{1}{2}$ =	A 控除額 円																													
B 支払った旧長期損害保険料(年間) 円																															
B 旧長期保険料額 (円)	C 控除額																														
5,000 以下	B の金額 円																														
5,001 ～ 15,000	B×0.5+2,500 円 円																														
15,001 以上	一律 10,000 円																														
控除	『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』	『4 所得から差し引かれる金額』																													
⑰ 寡婦 控除	(ア) 夫と死別後再婚していない人、または夫が生死不明な人で、扶養親族がない人。令和7年分の合計所得金額500万円以下の人。事実婚をしていない人。 (イ) 夫と死別・離婚した後再婚していない人、または夫が生死不明な人で、合計所得金額58万円以下の生計を一にする子以外の扶養親族がある人。令和7年分の合計所得金額が500万円以下の人。事実婚をしていない人。	260,000円 (イ), (ウ) に該当する方は、㉓の扶養控除対象者の氏名欄へ、扶養親族の氏名を記入してください。																													
⑱ ひとり親 控除	(ウ) 婚姻歴、性別に関わらずひとり親で、総所得金額58万円以下の生計を一にする「子」がある人。令和7年分の合計所得金額が500万円以下の人。事実婚をしていない人。	300,000円 ⑰ ⑱ 円																													
⑲ 勤労学生 控除	学生・生徒で、令和7年分の合計所得金額が85万円以下、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人。 在学証明書を添付してください。	260,000円 ⑲ 円																													

『4 所得から差し引かれる金額』の計算方法 - ③

- 1 申告書の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の該当欄に必要事項を記入してください。
- 2 下記の説明を参考に『4 所得から差し引かれる金額』を計算し、申告書に記入してください。
- 3 ⑳の欄に控除の合計額を記入してください。

控除	『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』	『4 所得から差し引かれる金額』																		
⑳ 障害者控除	あなたや、あなたの同一生計配偶者、または扶養親族が障害者である場合には、控除が受けられます。障害者の氏名、障害の程度を記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>障害者の範囲</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td><td>身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、要介護度1～2 精神障害者保健福祉手帳2・3級など</td><td>260,000円</td></tr> <tr> <td>特別障害者</td><td>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、要介護度3～5 精神障害者保健福祉手帳1級など</td><td>300,000円</td></tr> <tr> <td>同居特別障害者</td><td>特別障害者のうち、あなたと生計を一とし、同居を常況としている人</td><td>530,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	障害者の範囲	控除額	障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、要介護度1～2 精神障害者保健福祉手帳2・3級など	260,000円	特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、要介護度3～5 精神障害者保健福祉手帳1級など	300,000円	同居特別障害者	特別障害者のうち、あなたと生計を一とし、同居を常況としている人	530,000円	○障害者控除対象者認定書、または障害者手帳等の写しを添付してください。 ㉔ 円						
区分	障害者の範囲	控除額																		
障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、要介護度1～2 精神障害者保健福祉手帳2・3級など	260,000円																		
特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、要介護度3～5 精神障害者保健福祉手帳1級など	300,000円																		
同居特別障害者	特別障害者のうち、あなたと生計を一とし、同居を常況としている人	530,000円																		
㉔ 基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>2,500万円超</td><td>0円（適用なし）</td></tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円（適用なし）	㉔ 円								
あなたの合計所得金額	控除額																			
2,400万円以下	43万円																			
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																			
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																			
2,500万円超	0円（適用なし）																			
㉔ 雑損控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 損害金額</th><th>B 保険金などの補填金額</th><th>C 差引損失額 (A-B)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>D 申告書㉔の金額</td><td>E (D×10%)</td><td>F (C-E)</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td>G Cのうち災害関連支出金額</td><td>H (G-50,000円)</td></tr> <tr> <td></td><td>円</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	A 損害金額	B 保険金などの補填金額	C 差引損失額 (A-B)	円	円	円	D 申告書㉔の金額	E (D×10%)	F (C-E)	円	円	円		G Cのうち災害関連支出金額	H (G-50,000円)		円	円	自然災害や火災等により住宅や家財等生活に必要な資産に損害を受けた際、控除される場合があります。 ○詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、税務署もしくは市役所税務課までお問い合わせください。 FとHのいずれか大きい方の金額 ㉔ 円
A 損害金額	B 保険金などの補填金額	C 差引損失額 (A-B)																		
円	円	円																		
D 申告書㉔の金額	E (D×10%)	F (C-E)																		
円	円	円																		
	G Cのうち災害関連支出金額	H (G-50,000円)																		
	円	円																		
㉔ 医療費控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A. 支払った医療費</th><th>B. 保険金などの補填金額</th><th>C. 申告書㉔の金額×5%</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>D. Cと10万円のいずれか少ない額</td><td>E. 医療費控除額 (A-B-D)</td><td></td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table> セルフメディケーション税制の特例 健康の保持増進及び疾病の予防に一定の取組を行っている方がスイッチOTC医薬品を購入した際に、購入費用について所得控除が受けられる制度が創設されました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>a 購入した医薬品費</th><th>b 保険金などの補填金額</th><th>c 控除額 (a-b-12,000)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>	A. 支払った医療費	B. 保険金などの補填金額	C. 申告書㉔の金額×5%	円	円	円	D. Cと10万円のいずれか少ない額	E. 医療費控除額 (A-B-D)		円	円		a 購入した医薬品費	b 保険金などの補填金額	c 控除額 (a-b-12,000)	円	円	円	あなたや、あなたと生計を一にする親族のために支払った医療費又は購入した医薬品費がある場合、控除される金額です。支払医療費の明細書又は通知書、購入医薬品費の明細書等の添付が必要です。 ※セルフメディケーション税制を適用する場合は、申告書の医療費控除「区分」欄に1と記入します。 なお、通常の医療費控除との併用は出来ません。 E又はcの金額 Eの最高額は200万円 cの最高額は8万8千円 ㉔ 円
A. 支払った医療費	B. 保険金などの補填金額	C. 申告書㉔の金額×5%																		
円	円	円																		
D. Cと10万円のいずれか少ない額	E. 医療費控除額 (A-B-D)																			
円	円																			
a 購入した医薬品費	b 保険金などの補填金額	c 控除額 (a-b-12,000)																		
円	円	円																		

合計所得金額…申告書『所得金額⑫』の額に、退職所得と山林所得を加算した金額です。

※分離課税の所得金額がある場合は、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算。

ただし、損失の繰越控除がある場合は繰越控除前の金額。

総所得金額…上記の合計所得金額の説明文の「繰越控除前」を「繰越控除後」と読みかえたものをいいます。

『4 所得から差し引かれる金額』の計算方法 - ④

- 1 申告書の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の該当欄に必要事項を記入してください。
2 下記の説明を参考に『4 所得から差し引かれる金額』を計算し、申告書に記入してください。
3 ⑳の欄に控除の合計額を記入してください。

※配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除について

あなたと生計を一にする配偶者・親族のうち、扶養控除は令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人を扶養している場合に控除することができます。配偶者控除及び配偶者特別控除は、あなたと配偶者の令和7年分の合計所得金額に応じて控除できます。
内縁関係にある人、事業専従者になっている配偶者・親族は、控除対象とすることができません。
控除対象配偶者・扶養親族と別居している場合は、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名・個人番号・住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

控除	『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』	『4 所得から差し引かれる金額』																																											
⑳㉑ 配偶者控除	<table><thead><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr></thead><tbody><tr><td>58万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></tbody></table> 老人配偶者……昭和31年1月1日以前生まれ(70歳以上)の人 令和7年中に配偶者が死亡し、同年中に再婚した場合は、死亡した配偶者又は再婚した配偶者のどちらか1人だけが控除対象となります。	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円以下	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	控除対象配偶者の氏名・生年月日・個人番号を記入してください。 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除を受けられません。 ㉑ ㉒ 円																												
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
58万円以下	33万円	22万円	11万円																																										
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																										
㉑㉒ 配偶者特別控除	<table><thead><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr></thead><tbody><tr><td>58万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></tbody></table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円	控除対象配偶者の氏名・生年月日・合計所得金額・個人番号を記入してください。 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除を受けられません。 ※夫婦がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。 ㉑ ㉒ 円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																										
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																										
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																										
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																										
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																										
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																										
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																										
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																										
133万円超	0円	0円	0円																																										
㉓㉔ 扶養控除	<table><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(a) 控除対象扶養親族</td><td>330,000円</td></tr><tr><td colspan="2">(b) 特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">(c) 老人扶養親族</td><td>同居老親等以外</td><td>380,000円</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td></tr></tbody></table> (a) 控除対象扶養親族……平成22年1月1日以前生まれで(b)(c)以外の人。 (b) 特定扶養親族……平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人。 (c) 老人扶養親族……昭和31年1月1日以前生まれの人。 同居老親等……(C)のうち、あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、同居を常況としている人。	区分		控除額	(a) 控除対象扶養親族		330,000円	(b) 特定扶養親族		450,000円	(c) 老人扶養親族	同居老親等以外	380,000円	同居老親等	450,000円	控除対象扶養親族の氏名・生年月日・個人番号・同居区分・続柄を記入してください。 30歳以上70歳未満の国外居住親族については、一定の要件を満たす者以外は扶養控除の対象から除外されます。 ㉓ 円																													
区分		控除額																																											
(a) 控除対象扶養親族		330,000円																																											
(b) 特定扶養親族		450,000円																																											
(c) 老人扶養親族	同居老親等以外	380,000円																																											
	同居老親等	450,000円																																											

控除	『3所得から差し引かれる金額に関する事項』	『4所得から差し引かれる金額』																		
②④ 特定親族特別控除	<table><tr><th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>58万円超 95万円以下</td><td>450,000円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>310,000円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>210,000円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>120万円超 123万円以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td></tr></table>	特定親族の合計所得金額	控除額	58万円超 95万円以下	450,000円	95万円超 100万円以下	410,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	105万円超 110万円以下	210,000円	110万円超 115万円以下	11,000円	115万円超 120万円以下	60,000円	120万円超 123万円以下	30,000円	133万円超	0円	特定親族の氏名・生年月日・個人番号・同居区分・続柄(特定親族欄に○を記入)を記入してください。 ※里子も対象です。 ④ 円
特定親族の合計所得金額	控除額																			
58万円超 95万円以下	450,000円																			
95万円超 100万円以下	410,000円																			
100万円超 105万円以下	310,000円																			
105万円超 110万円以下	210,000円																			
110万円超 115万円以下	11,000円																			
115万円超 120万円以下	60,000円																			
120万円超 123万円以下	30,000円																			
133万円超	0円																			
②③ 16歳未満の扶養親族	平成22年1月2日以後に生まれた扶養親族です。 控除額はありますが、市・県民税の算定に必要なため、扶養している場合は必ず記入してください。																			
寄附金控除	申告書裏面『15寄附金に関する事項』(寄附先からの領収証を添付してください) ふるさと納税ワンストップ特例は、確定申告又は市県民税申告が不要な給与所得者等(収入が年末調整された給与のみ、又は400万円以下の公的年金のみの方)が、寄附金控除の為の申告を省略できるとした制度です。申告をする場合はワンストップ特例の申請が無効となるため、寄附金の領収書を添付して申告していただく必要があります。																			

申告書の記入方法

1 申告書の記載例のとおり、申告書上部にある欄を記入します

- ・令和8年1月1日現在の住所
- ・氏名、生年月日、電話番号(日中連絡が取れる電話番号)
- ・個人番号(マイナンバー)
- ・世帯主の氏名、続柄

※申告書の確認でお問い合わせをする場合もありますので、電話番号を必ず記入してください。

2 収入金額等を記入します

- ・令和7年1月1日から12月31日の収入をP9～11ページを参考にし、種類ごと記入します。
- ・収入がなかった場合は、申告書下部にある「6収入がなかった方の記入欄」を記入します。

※収入がなかった方も、各種制度等に影響する場合がありますので、必ず申告書の提出をお願いします。

例 6 収入がなかった方の記載例

前年に収入がなかった人でも、申告書が送られた場合は申告してください。

1 私は次の者の扶養であった。(仕送り等を受けていた。)

住所	氏名	続柄
----	----	----

2 次の非課税収入で生活していた。該当箇所○をしてください。

遺族年金・公務扶助・傷病手当・障害年金・児童扶養手当・雇用保険・預金取りくずし・その他()

3 所得から差し引かれる金額を記入します。

- ・所得控除に関する事項について、P11～15ページを参考に記入します。

※各種控除証明書の添付が必要な場合は、申告書裏面上部に貼り付けてください。

申告書の記載例

令和 8 年度 市 民 税 (国民健康保険税) 申告書

令和 8 年 2 月 28 日 提出

飯山市長 あて

住 所	飯山市大字飯山 1110-1	フリガナ	イ ヤ マ タ ロウ
		氏 名	飯 山 太 郎
アパート・ 団地名等		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
世帯主名	飯 山 太 郎	世帯主との続柄	生 年 月 日
		本人	明・大(昭)平 52年 10月 10日
職業	会社員	勤務先	いいやま商会
		所在地	飯山市大字飯山1234
		電 話 自 宅	6 2 - 3 1 1 1

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料		
社会保険料控除	国民健康保険税	136,000 円		
	国民年金保険料	186,060 円		
	社会保険料	610,487 円		
	合 計	932,547 円		
⑮	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
	52,400 円	119,800 円		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
	60,000 円	120,000 円		
保険料控除	介護医療保険料の計			
	31,320 円			
⑯	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
地震保険料控除	30,000 円	23,045 円		
⑰～⑲	寡婦控除 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚)	⑳ ☐ ひとり親控除 (学校名)		
寡婦控除、ひとり親控除、 勤労学生控除				
㉑	フリガナ	障害の程度	身体 1 級	
	氏名	飯山 金太郎		
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		
	フリガナ	障害の程度	身体 4 級	
障害者控除	氏名	飯山 ふう		
	個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		
	フリガナ	配偶者の生年月日	大(昭)平 54・7・7	
	氏名	飯山 なつ子	配偶者の合計所得金額	660,000 円
配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 生計配偶者	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	
	氏名	飯山 金太郎	同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居
㉒～㉔	フリガナ	生年	大(昭)平 19・8・8	
	氏名	飯山 金太郎	同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	控除額	38 万円
	フリガナ	生年	大(昭)平 32・9・9	
扶養控除・ 特定親族特別控除	氏名	飯山 はる	同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	控除額	45 万円
	フリガナ	生年	大(昭)平 18・4・4	
	氏名	飯山 桃太郎	同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居
特定親族特別控除	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	控除額	万円
	フリガナ	生年	大(昭)平	
	氏名		同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号		控除額	万円

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16 歳未満の扶養親族 (控除対象外)	フリガナ	生年	大(昭)平 22・5・5	同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居	続柄	次男
	氏名	飯山 小太郎	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			
	フリガナ	生年	大(昭)平 24・6・6	同居・別居の区分	☒ 同居 ☐ 別居	続柄	長女
	氏名	飯山 ふう	個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。	フリガナ	生年	大(昭)平	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄	
	氏名		個人番号				
	フリガナ	生年	大(昭)平	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄	
	氏名		個人番号				

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	253,420 円	86,000 円	

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☒ 給与から差引き(特別徴収)	☐ 自分で納付(普通徴収)
---	--------------------------------------

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(この欄には記載しないでください)		
市町村コード	住 民 コ ー ド	
行政区コード		
世帯コード		
隣組コード		
一部特徴	指 定 番 号	宛 名
番地		
方書		
氏名		

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	業	イ	1,784,031
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		4,530,980
	雑	公的年金等	キ	
		業 務	ク	
		そ の 他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
長期		サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農業	業	②	160,432
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	与	⑥	3,182,400
	雑	公的年金等	⑦	
		業 務	⑧	
		そ の 他	⑨	
	4 所得から差し引かれる金額	合 (⑦+⑧+⑨) 計	⑩	
総合譲渡・一時		⑪		
合 計		⑫	3,342,832	
社会保険料控除		⑬	932,547	
4 所得から差し引かれる金額	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生控除	⑲～⑳	560,000	
	障害者控除	㉑～㉒	330,000	
	配偶者(特別)控除	㉓	830,000	
	扶養控除	㉔	450,000	
	特定親族特別控除	㉕	430,000	
	基礎控除	㉖	3,627,547	
雑損控除	⑬から㉕までの計	㉗		
	医療費控除	㉘	67,420	
	合 (㉖+㉗+㉘) 計	㉙	3,694,967	

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

6 収入がなかった方の記入欄

前年中に収入がなかった人でも、申告書が送られた場合は申告してください。

1 私は次の者の扶養であった。(仕送り等を受けていた。)

住所 氏名 続柄

2 次の非課税収入で生活していた。該当箇所に○をしてください。

遺族年金・公務扶助・傷病手当・障害年金・児童扶養手当・雇用保険・預金取りくずし・その他()